

告示

埼玉県告示第百七十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として令和元年五月十三日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
加須市	飯積Ⅲ（飯積の一部）	令和元年五月十三日から 令和二年三月三十一日まで
加須市	飯積Ⅳ（飯積、麦倉の一部）	令和元年五月十三日から 令和二年三月三十一日まで